

# 旭川市いじめ防止基本方針

平成31年（2019年）2月策定

令和6年（2024年）2月改定

旭川市・旭川市教育委員会



## 目次

<b>第1章 基本方針改定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 改定の背景と趣旨 .....	1
2 いじめの防止等のための対策の一層の推進 .....	1
<b>第2章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b> .....	<b>2</b>
1 旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義 .....	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 .....	2
3 関係主体の責務等 .....	3
4 いじめの定義等 .....	4
(1) 「いじめ」等の定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
5 いじめの防止等に関する施策の考え方 .....	8
(1) いじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制	
(2) いじめ防止対策「旭川モデル」の施策	
<b>第3章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b> .....	<b>10</b>
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置 .....	10
(1) 旭川市いじめ防止等連絡協議会	
(2) 旭川市いじめ防止等対策委員会	
(3) 旭川市いじめ問題再調査委員会	
2 市が実施するいじめの防止等の取組 .....	11
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの迅速かつ適切な対処	
(4) いじめの解消	
(5) 地域や団体との連携	
(6) 関係機関等との連携	
(7) 市立学校以外の学校への協力要請等	
(8) 市長による勧告	
3 学校が実施するいじめの防止等の取組 .....	20
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し	
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) いじめの防止	
(4) いじめの早期発見	
(5) いじめへの迅速かつ適切な対処	
(6) いじめの解消	
(7) 家庭や地域、団体との連携	
(8) 関係機関等との連携	
4 重大事態への対処 .....	31
(1) 重大事態の発生と緊急対応	
(2) 教育委員会又は学校による調査	
(3) 調査結果の提供及び報告	
(4) 市長による再調査及び措置	
<b>第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</b> .....	<b>34</b>
1 旭川市いじめ防止基本方針の公表及び見直しの検討 .....	34

# 第1章 基本方針改定の趣旨

## 1 改定の背景と趣旨

旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめの防止等の対策を推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）及び北海道いじめ防止基本方針（以下「道基本方針」という。）の内容を踏まえるとともに、これまで本市において推進してきた学校の取組や、児童生徒が主体となった取組の成果を反映し、平成31年2月に策定（令和4年3月一部改定）しました。

本市では、令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、いじめの重大事態の調査の結果、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。

当該調査において不明な点があったため、旭川市いじめ問題再調査委員会において、真相解明に向けた再調査が行われていますが、本市では、教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、これまでの取組を見直すとともに、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めることとしました。

このため、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例（令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

## 2 いじめの防止等のための対策の一層の推進

市基本方針については、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や道基本方針の改定など、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしました。

本市は、法、条例及び市基本方針に基づき、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の創り手となる子どもたちの生命と尊厳を守り、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、全ての市民が「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組み、児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

このように、地域社会全体でいじめの問題に対峙し、児童生徒の生命と尊厳を守ることができるよう、いじめの防止等のための対策に関し本市の基本理念を定め、当該対策を推進するため、令和5年6月、「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市においては、法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 関係主体の責務等

本市においては、条例により、市及び市立学校の責務を次のとおり定めています。市には、教育委員会が含まれています。市及び市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

#### 第4条 市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 教育委員会は、基本理念にのっとり、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても次のとおり定めています。本市は、保護者や児童生徒、市民等に対して、条例の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体でいじめから児童生徒の生命と尊厳を守る気運の醸成に取り組めます。

#### 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

#### 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

#### 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

## 4 いじめの定義等

### (1) 「いじめ」等の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義としています。

#### 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係<sup>1</sup>にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### (2) いじめの防止等

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

##### (3) 学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

##### (4) 市立学校

旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。

##### (5) 児童生徒

学校に在籍する児童又は生徒をいう。

##### (6) 保護者

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

##### (7) 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

本基本方針において、「学校」とは、条例第2条に規定する市立学校をいいます。

※19頁第3章2(7)及び(8)を除く。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織<sup>2</sup>」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ<sup>3</sup>」、「多様な背景をもつ児童生徒<sup>4</sup>」、大規模な震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒等学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

2 「学校いじめ対策組織」とは、各学校において、いじめの問題に組織的に対応するために設置する組織です。  
 3 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。  
 4 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。



これらのいじめの中には、犯罪行為<sup>5</sup>として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会<sup>6</sup>等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

---

5 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 など

6 「学校警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のことで、地域によっては、「生徒指導連絡協議会」「生徒指導担当者会議」等の名称で開催しています。

- 児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感<sup>7</sup>や自己肯定感<sup>8</sup>の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

##### ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

7 「自己有用感」とは、他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情です。

8 「自己肯定感」とは、「自分はよいところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情です。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

**ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき**

**イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき**

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

## 5 いじめの防止等に関する施策の考え方

市は、いじめの未然防止や早期発見からいじめの解消や再発防止に至るまで、市長部局と学校・教育委員会が一体的に対応するいじめ防止対策「旭川モデル」による施策を推進します。

### (1) いじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制

#### ア いじめ防止対策推進部の設置

市は、いじめ問題の再発防止を最重要課題の一つと位置付け、いじめを子どもの人権問題として捉え、子どもの生命と尊厳を守るため、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、学校・教育委員会と一体となって、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を進めます。

いじめの背景に有り得る子どもの特性や家庭環境等の課題にも適切に対応するため、これらの課題に係る相談支援機能を担う子ども総合相談センターと連携しながら、いじめ問題の解決に取り組めます。

#### イ 組織体制

市は、いじめを受けた児童生徒や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、学校からの報告により把握した事案と合わせて、全てのいじめに関する情報を一元化し、市長部局と教育委員会がいじめを受けた児童生徒と保護者への支援や、学校への適切な指導助言・支援に一体的に取り組む、いじめの重大化を防止し、問題解決を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進します。

このため、いじめ防止対策推進部には、事務職員のほか、指導主事等の教育委員会職員を併任で配置するとともに、福祉、心理、教育等の資格や実務経験を有する専門職を配置し、弁護士から法的助言を受けられる体制とします。

## (2) いじめ防止対策「旭川モデル」の施策

### ア いじめの積極的な把握

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものであり、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応することが重要です。

このため、市長部局にいじめ・不登校の専門相談窓口を設置し、専門職が児童生徒や保護者等から学校を通さずに直接相談や通報を受け付ける体制を充実するほか、多様な手段により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備します。教育委員会では、学校からいじめ事案やいじめの疑いのある全ての事案について報告を求めるほか、いじめアンケート調査を実施するなど取組を強化します。

### イ 迅速な情報共有と初動対応

市が相談を受け付けた事案と学校から報告のあった事案は、組織内の会議で情報の共有と一元化を図り、対処方針を協議します。その上で、重大化のおそれがある事案については、いじめを受けた児童生徒を速やかに救済するため、直ちに組織内で情報を共有し、市長部局と教育委員会の職員を学校へ派遣して、事実確認や指導助言を行い、必要な支援を協議・実施します。関係児童生徒及び保護者に対しては、市の専門職が面談による聴き取りや心のケア等の支援を行います。

### ウ 児童生徒への継続的な支援

いじめ問題では、様々な背景や関係児童生徒が抱える課題により、学校だけでは解決が難しい事案もあるため、市の専門職がいじめを受けた児童生徒の意向に寄り添って、面談等により継続的に支援を行います。いじめを受けた児童生徒と保護者に対しては、学校において必要な支援や情報提供が適切に行われるよう、問題が解決に至るまで学校との調整を行います。

### エ いじめの解消と再発防止

いじめ問題では、認知から解消までの取組について、組織的に対応することが重要です。このため、認知後における学校の見守り体制や関係児童生徒の心身・登校・学習への支援が適切に行われるよう、市長部局と教育委員会がそれぞれの機能を生かして、いじめの解消に向けた取組を進めます。いじめの状況や学校の対応状況は検証を行い、解決が難しい事案の再発防止の徹底を図ります。

### オ 地域や団体との連携

条例に定める市民等の役割に基づき、地域住民が積極的に児童生徒に対する見守り、声掛けを行うなど、児童生徒と触れ合う機会の創出を促進するとともに、いじめの防止について市民意識の醸成を図り、いじめを受けている児童生徒を見掛けたときは速やかに市や学校に相談・通報を促すほか、地域や団体と連携し、市民協働でいじめ防止対策を推進します。

## 第3章 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

市は、法及び旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号）の規定に基づき、いじめの防止等のための組織を設置します。

#### (1) 旭川市いじめ防止等連絡協議会

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、旭川市いじめ防止等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

#### (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、市のいじめの状況等を踏まえ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置します。

また、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際、教育委員会が主体となって調査を実施すると判断した場合、対策委員会において調査を行います。

#### (3) 旭川市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第30条第2項の規定に基づき、重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合において、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）が必要であると判断したときは、再調査を行うため、旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

## 2 市が実施するいじめの防止等の取組

### (1) いじめの防止

市は、いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、全ての児童生徒の人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組等、発達支持的生徒指導<sup>9</sup>やいじめの未然防止教育を推進します。

#### ア 学校の対応体制の整備、支援

(ア) 学校において、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、学校いじめ防止基本方針<sup>10</sup>を策定する際に活用できる「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を作成する。また、国基本方針や道基本方針の改定、各学校における取組の実情などを踏まえ、随時、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を改定し、学校の取組を支援する。

##### 【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針策定の支援

(イ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人材の活用を推進する。

##### 【主な取組】

- ・全小・中学校に派遣・配置しているスクールカウンセラー<sup>11</sup>の活用
- ・いじめ対策コーディネーター<sup>12</sup>の派遣

9 「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。(参考 生徒指導提要(令和4年12月文部科学省))

10 「学校いじめ防止基本方針」とは、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものです。法第13条において、国及び地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられています。また、条例第10条において、毎年度見直しを行うことや、変更したときは、速やかに公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとするを規定しています。

11 「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導助言を行う専門家です。S Cと略することがあります。

12 「いじめ対策コーディネーター」とは、本市教育委員会に配置している、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案対処等について、いじめ対策の知識や経験を用いて指導助言や支援を行う専門職です。

## イ 児童生徒に対する教育・啓発

- (ア) 児童生徒の豊かな情操と思いやりの心等の道德心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、全ての教育活動を通じて道德教育、体験活動等を充実させる。

### 【主な取組】

- ・道德の時間指導資料「『特別の教科 道德』の実施に向けて」、旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「『特別の教科 道德』編」の作成・配付
- ・道德研修会の開催
- ・学校が各教科等の学習に活用できる「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の作成・ホームページによる公表

- (イ) 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進することに加え、自分や相手一人一人の人権を尊重する態度を育む学習を、児童生徒の発達段階に応じて実施する。

### 【主な取組】

- ・学校における人権教育に係る学習（「生命（いのち）の安全教育」、SNSの適切な利用に係る学習、いじめから人権を守る教育等）の実施及び教材の作成・配付
- ・事業者と連携した人権教育プログラム事業の実施
- ・小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科 道德編」の作成・配付

- (ウ) 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。

### 【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
- ・児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の推進
- ・北海道教育委員会の子ども理解支援ツール等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進

- (エ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度などの情報モラルを含む、情報活用能力の育成に関する教育を推進する。

**【主な取組】**

- ・情報モラルを含む情報活用能力に関する内容を記載した旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「総則編」の作成・配付
- ・児童生徒向けの情報モラル教育リーフレットの作成・配付
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止のための児童生徒向け資料の配付
- ・学校への講師の派遣など、関係機関と連携した情報モラル教育の推進

(オ) 条例に基づくいじめの防止等の取組について、児童生徒の理解を深める取組を実施する。**【条例第20条第2項】**

**【主な取組】**

- ・児童生徒や保護者の条例についての理解を深めるリーフレットの作成・配付
- ・児童生徒を対象とした条例に関する学習の実施

(カ) 学校で行われる学級活動や児童会・生徒会活動において、条例第7条に規定する児童生徒の心構えを踏まえ、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援する。

**【主な取組】**

- ・児童生徒が「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）<sup>13</sup>」を策定する際に活用できる指針の作成・配付
- ・旭川市中学校連盟生活部との共催による「生活・学習A c t サミット<sup>14</sup>」の開催
- ・各学校における児童生徒主体の取組を重点的に推進する「いじめ・非行防止強調月間」の設定
- ・各学校の児童会・生徒会による活動を動画等で情報共有し、自校の取組に生かすことができるようにするクラウドサービスを活用した「児童会生徒会チャンネル」の開設

**ウ 教職員のいじめの防止等に係る資質能力の向上に向けた取組【条例第19条】**

(ア) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の職務や経験の程度に応じた、法等に基づくいじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

13 「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」とは、自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容等について理解を深めたり、いじめの防止等について考え、議論したりしながら、各学校において、児童会・生徒会が中心となって策定しています。

14 「生活・学習A c t サミット」とは、市内の全中学校から生徒会役員を中心とするメンバーが集まり、自分たちのよりよい生活の在り方等について、教育関係者、弁護士、医師、臨床心理士、人権擁護委員、警察などの専門家の助言を参考にしながら協議するものです。旭川市中学校連盟が開催する夏季研修会において、教育委員会との共催により平成28年度から開催しています。



#### 【主な取組】

- ・各学校のいじめ対策推進リーダー<sup>15</sup>等を対象とした「いじめ防止対策研修会」の計画的な実施及び研修内容の工夫
- ・初任段階教員研修，中堅教諭等資質向上研修，教職経験者研究協議会，学校運営研修会<sup>16</sup>，校長や教頭，主幹教諭，生徒指導担当教員対象の研修会等における教職員の役職や経験年数に応じた研修内容の工夫
- ・教職員と保護者を対象としたスクールカウンセラーや弁護士，警察等の専門家による講話や協議を行う生徒指導研究協議会の開催
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるための研修の実施
- ・学校訪問による管理職への指導助言や，各学校が実施する校内研修への講師の派遣

- (イ) 「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ児童生徒」等，学校として特に配慮が必要な児童生徒については，当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 【主な取組】

- ・教職員を対象とした「性の多様性に関する研修会」等における専門家などによる「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する対応についての理解を深める講座の実施
- ・障がいのある児童生徒に関わる個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導方針の共通理解
- ・教育委員会に配置している指導主事<sup>17</sup>の派遣

### エ 広報及び啓発【条例第20条】

- (ア) 児童生徒やその保護者はもとより，広く市民に対し，いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめの相談窓口について，広報・啓発活動を進める。

#### 【主な取組】

- ・いじめの防止等や情報モラルに関する保護者向けリーフレットの作成・配付
- ・教職員・保護者を対象とした専門家による講話や生徒指導研究協議会の開催（再掲）
- ・全児童生徒及び保護者への相談窓口の周知
- ・学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の周知
- ・地域におけるいじめ防止活動の推進のための出前講座の実施
- ・いじめの防止のための広報啓発活動を集中的に実施する期間の設定

15 「いじめ対策推進リーダー」とは，教職員からのいじめの事案（疑いを含む）の報告窓口の役割や，いじめが解消に至るまでの教職員の役割分担を含めた対処プランの策定及び実行など，各学校のいじめ対策の中心的な役割を担う教職員です。管理職や主幹教諭，生徒指導部長など，校内の主要な役職にある者から，学校の実情に応じて位置付けられています。

16 「学校運営研修会」とは，主幹教諭及び教務・研修に関する業務の推進に当たっている教諭を対象に，学校教育活動推進の中核となる教員としての資質能力の向上を図ることを目的に開催している研修会です。

17 「指導主事」とは，学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため，校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として，教育委員会事務局に置かれる職員です。

## オ いじめの防止等のための調査研究

- (ア) 学校の認知の状況、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての検証を定期的実施し、適切な指導助言を行う。

### 【主な取組】

- ・児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてはいじめの把握のためのアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）、学校の対応状況についての検証の実施
- ・「学校いじめ対策組織」の適切な構成や運用についての調査や指導助言を行う学校訪問の実施

## (2) いじめの早期発見

市は、いじめを早期に発見するため、相談体制の整備や定期的な調査を行います。

## ア いじめ・不登校相談窓口の開設【条例第11条】

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関する相談及び通報を行うことができる体制を整備する。

### 【主な取組】

- ・心理や福祉の資格や実務経験を有する専門職を配置した専門の相談窓口の開設
- ・電話（フリーダイヤル）、手紙、Web チャット等の多様な手段を活用した相談しやすい環境の整備
- ・児童生徒や保護者への相談窓口の周知（再掲）

## イ いじめの積極的な把握

- (ア) いじめを積極的に把握するため、児童生徒に対する定期的な調査に加え、学校からのいじめ事案やいじめの疑いを含む全ての事案の定期的な報告や、重大化のおそれがある事案が発生した場合の随時報告を実施する。

### 【主な取組】

- ・いじめ事案やいじめの疑いのある全ての事案の定期的な報告
- ・重大化するおそれのある事案や学校だけでは対応が難しい事案の随時報告
- ・アンケート調査の定期的な実施
- ・児童生徒の心と身体状況を把握するための定期的なストレスチェックの実施
- ・アンケート調査やストレスチェック後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施
- ・定期的な学校ネットパトロールの確実な実施
- ・北海道教育委員会が実施する Web 相談システムの周知及び1人1台端末での利用設定
- ・北海道教育委員会が設置している子ども相談支援センターの電話相談窓口紹介カードの全児童生徒への配付
- ・全児童生徒及び保護者への相談窓口の周知（再掲）

### < 主な電話相談窓口 >

相談窓口	電話番号	受付時間
子ども SOS 電話相談 (市いじめ防止対策推進部)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日24時間
子どもの人権110番 (旭川地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)	0166-31-5511	月～金 9:00～17:00
法テラス旭川	050-3383-5566	月～金 9:00～17:00

### (3) いじめへの迅速かつ適切な対処

市は、相談を受けた事案及び学校から報告があった事案に関する情報の共有と一元化を図るとともに、市長部局と学校・教育委員会が迅速な初動対応を行うことにより、いじめ問題の早期解決と重大化の防止に取り組みます。

#### 【主な取組】

- ・市が相談を受けた事案及び学校から報告があった重大化のおそれのある事案に係る組織内での迅速な情報共有と、学校訪問による事実確認や重大化防止と早期解決に向けた支援の調査・調整
- ・組織内のいじめ対策会議の開催による事案の対応状況の情報共有と対処方針の協議
- ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対する心理的、福祉的支援と適切な情報提供
- ・全ての市立学校を対象とした学校ヒアリングの実施によるいじめの適切な認知と組織的対応の確認や現状と課題の把握によるいじめ防止対策の強化

### (4) いじめの解消

市は、いじめの長期化・重大化防止の対策を強化するため、学校がいじめの認知後の対応を適切に行うための支援を行います。

#### 【主な取組】

- ・学校における認知から解消に至るまでの対応状況の確認及び指導助言や支援
- ・いじめを受けた児童生徒の心身の状況及び登校状況の確認並びに継続的な支援や学校との調整
- ・学校いじめ対策組織会議への参加によるいじめ認知後の解消に至るまでの組織的対応の徹底のための支援

## (5) 地域や団体との連携

市は、学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、地域や団体と連携した取組を推進します。

### 【主な取組】

- ・学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催等によるコミュニティ・スクールの取組の推進
- ・地域におけるいじめ防止活動の推進のための出前講座の実施（再掲）
- ・いじめの防止のための広報啓発活動を集中的に実施する期間の設定（再掲）
- ・地域団体や事業所などの地域住民が取り組むいじめ防止活動の支援

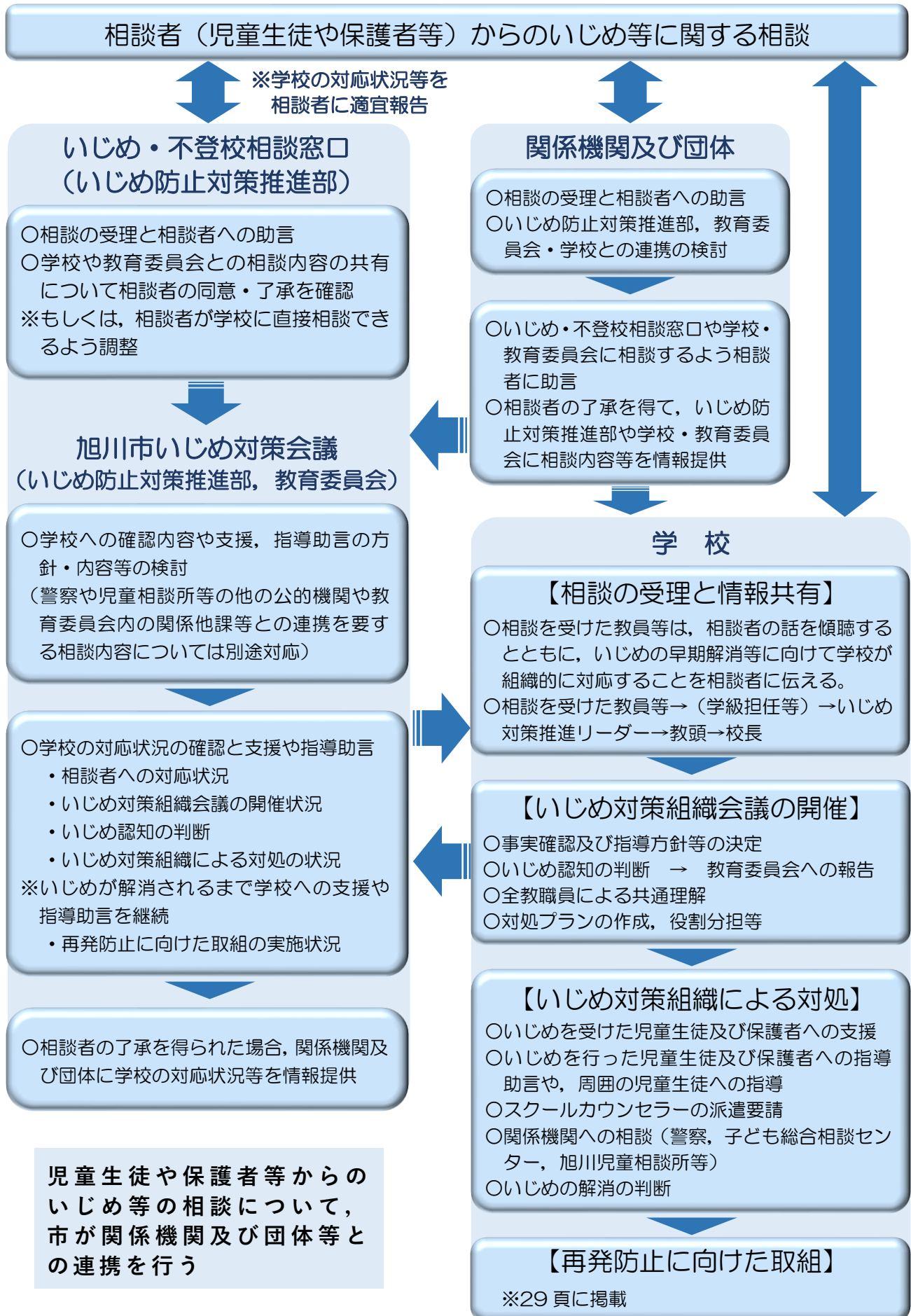
## (6) 関係機関等との連携

市は、いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、教育的な配慮の下で、学校、関係機関及び団体との連携の強化を図り、必要な体制の整備を行います。

### 【主な取組】

- ・連絡協議会による関係機関との連携の強化
- ・生徒指導連絡協議会や生徒補導協会等による、学校、警察、北海道教育委員会、PTA連合会等との情報の共有及び連携の強化
- ・関係機関及び団体への相談内容について市が把握して対応できる連携体制の構築
  - ※いじめ等に関する相談対応フロー 18頁
- ・学校外の児童生徒の居場所となる施設や運営団体との連携の強化

## いじめ等に関する相談対応フロー



## (7) 市立学校以外の学校への協力要請等【条例第18条】

市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等のための対策について協力を求めることができます。また、市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者からの要請に基づき、必要な支援を行います。

### 【主な取組】

- ・市の相談窓口在市立学校以外の学校等に在籍する児童生徒等からいじめに関する相談等があった場合における当該学校等の設置者若しくは管理者又は当該学校等への速やかな情報提供、当該学校等に対する必要な支援、必要に応じた調査、調整等の実施
- ・市立学校以外の学校等の設置者又は管理者が在籍する児童生徒等からいじめに関する相談等を受けた場合における必要な支援

## (8) 市長による勧告【条例第13条】

市長は、いじめの事実確認と解決のための支援や調査、調整を踏まえ、市立学校や教育委員会が法に基づく適切な措置を講じていないと認めるときに、いじめを受けた児童生徒を救済するために、公平・公正・中立な判断をすることができる専門家からの意見聴取を経て、次に掲げる措置を講ずるよう勧告を行うことができます。また、市立学校や教育委員会が市長による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重するとともに、対応状況等について書面で市長に報告します。

### 〔勧告の内容〕

- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援
- ・いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言
- ・いじめを行った児童生徒を対象とした出席停止を命ずる等のいじめを受けた児童生徒等が安心して生活し、学ぶことができるようにするために必要な措置

### 3 学校が実施するいじめの防止等の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を活用し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年度見直しを行うとともに、公表します。

#### ア 策定の意義

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (イ) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (ウ) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

#### イ 策定の留意事項

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る次の内容を盛り込む。
  - ・いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
  - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画（学校いじめ防止プログラム）
  - ・児童生徒が主体となったいじめの防止の取組
  - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
  - ・アンケート調査、いじめの把握、情報共有、適切な対処の在り方についてのマニュアル
  - ・アンケート調査、ストレスチェック及び個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
  - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫
  - ・いじめの早期発見に資する、教職員で活用できるチェックシート
  - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
  - ・いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえたいじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

- ・「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクル<sup>18</sup>による点検・見直しの取組
- (イ) 児童生徒の発達段階に応じ、いじめの防止等に係る意見を積極的に聴取するとともに、児童生徒の最善の利益を実現する観点から内容への反映を判断する。

#### ウ 学校いじめ防止基本方針の見直し

- (ア) 学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、P D C Aサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童生徒や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

#### エ 学校いじめ防止基本方針の公表

- (ア) 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
  - ・入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、法第22条に規定する組織として「学校いじめ対策組織」を設置します。

#### ア 設置の意義

- (ア) いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

#### イ 設置の留意事項

- (ア) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」を構成する。
- ・自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成する。
  - ・「自校の複数の教職員」については、校長をはじめ教頭や主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。

18 「P D C Aサイクル」とは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の順に業務をサイクルさせることで目標を達成し、業務を向上させるための経営管理手法の一つです。



- ・状況に応じ、教育委員会職員や市職員のほか、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<sup>19</sup>、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
  - ・「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「校内研修の実施」に当たっては、必要に応じて、保護者や児童生徒の代表、地域住民その他の関係者の参画を得て進める。
- (イ) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」内にいじめ事案やいじめの疑いがある事案への組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置する。
- ・「いじめ対策チーム」の構成は、校長のほか、教頭や主幹教諭、生徒指導主事など校内の役職者から、学校の実情に応じて決定する。
  - ・「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口担当者」を1名ないし複数名割り当て、うち1名を「いじめ対策推進リーダー」とし、「集約担当者」とする。
  - ・「報告窓口担当者」は、他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭や生徒指導主事を割り当て、「いじめ対策推進リーダー」は、「報告窓口担当者」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。
  - ・個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。
- (ウ) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。
- 「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
- ・児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
  - ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
  - ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
  - ・構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制
  - ・いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

19 「スクールソーシャルワーカー」とは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

(エ) 「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- ・「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

### (3) いじめの防止

学校は、児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組めます。

また、学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう啓発を行います。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

## ア いじめについての共通理解

- (ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，職員会議や校内研修において周知し，平素から教職員全員の共通理解を図る。
- (イ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し，教職員全員の共通理解を図る。
- (ウ) 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (エ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し，「学校いじめ対策組織」の存在や活動について，児童生徒が容易に理解できる取組を進める。
- (オ) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため，教職員への研修，児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

## イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- (ア) 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など，学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- (イ) 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者，被害者，傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- (ウ) 家庭や地域と連携を図り，地域の人材，自然や歴史的風土，伝統，文化など多様な教育資源を活用して，児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- (エ) 児童生徒の発達段階に応じて，他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性，規範意識を育むため，地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- (オ) 自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (カ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，児童生徒の発達段階に応じ，プライバシーの保護や，セキュリティの必要性の理解，情報の受発信におけるエチケットの遵守など，情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や，情報を利用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

## ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。
- (イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- (ウ) 児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- (エ) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (オ) 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (カ) 配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

## エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア) 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることが出来る機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高める取組を推進する。
- (イ) 児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- (ウ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。
- (エ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

## オ 児童生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- (ア) 児童会・生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）を策定する。
- (イ) 生活・学習 A c t サミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有する。

- (ウ) いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会、メッセージコンクール等の開催など、児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

#### (4) いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ア 日常の観察や児童生徒との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- イ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- ウ いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- エ 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

#### (5) いじめへの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

##### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- (イ) 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。

- (エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (オ) いじめを受けたとされる児童生徒が関係児童生徒への事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童生徒の見守り等を行う。
- (カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- (キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- (ク) インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- (ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)
- (コ) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

## イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- (ア) いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- (エ) いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (オ) いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下でいじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (カ) いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、

当該児童生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。

- (キ) いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- (ク) 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

## ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (ウ) いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (エ) いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (オ) 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
  - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
  - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## エ いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (イ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (ウ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

### <いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

## いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

## 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成



## オ 性に関わる事案への対応

- (ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- (イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- (ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。
- (エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)

## カ 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- (ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

## (6) いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、関係児童生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。

イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

## (7) 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。

イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

## (8) 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

## 4 重大事態への対処

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止に取り組みます。

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- エ 学校から、重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、北海道教育委員会を經由して文部科学省に報告する。
- オ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。
- カ 市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処する。

## (2) 教育委員会又は学校による調査

- ア 学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設ける。
- イ 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- ウ 教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を対策委員会とする。
- エ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- オ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

## (3) 調査結果の提供及び報告

- ア 調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は小・中学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- イ 教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告する。

## (4) 市長による再調査及び措置

- ア 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行う。
- イ 再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ウ 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。
- エ 市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

# 重大事態への対処フロー

【学 校】重大事態の発生

※該当する疑いがある事案を把握した場合は、教育委員会に速やかに相談

【重大事態発生の報告】  
(1)学校から教育委員会へ  
(2)教育委員会から市長へ  
(3)教育委員会から北海道教育委員会を通じて国へ

【調査主体の判断】  
○教育委員会が事案の特性や経緯等により判断

【学 校】 調査組織 ※学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織や学校が立ち上げた第三者委員会による調査	【教育委員会】 調査組織 ※教育委員会の附属機関による調査
---	-------------------------------------

【調査の実施】  
○質問紙や聴取り等による調査

【調査結果の情報提供・報告】  
(1)教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供  
(2)教育委員会から市長への報告

【必要に応じた再調査の実施】  
○市長が必要と判断するときは、再調査を実施  
※市長の附属機関による再調査

【再調査結果の情報提供・報告】  
(1)いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供  
(2)市長から市議会への報告

【調査結果を踏まえた対応】  
当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 旭川市いじめ防止基本方針の公表及び見直しの検討

市は、条例に基づき、市基本方針を策定又は変更したときは、速やかに公表します。

また、市の施策や学校の実践、重大事態への対応等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国基本方針及び道基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行います。